

財務省告示第二百九十三号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、平成十九年八月二十七日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成十九年九月七日

財務大臣 額賀 福志郎

一 名称及び記号 利付国庫債券（五年）（第六十五

回）

二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項及び平成十九年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律（平成十九年法律第二十五号）

三 振替法の適用等 第二条第一項並びに特別会計に關する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項及び附則第七十六条第一項

四 発行方法 社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であつて、価格競争入札において定められた利率をその利率とし、価格競争入札において募集の決定を受けた各申込みの応募



込みの応募額を割り当ててる。

六  
イ  
発

者・第  
非格競  
争入札  
行  
額

額面金額で一兆八千四百三十三億円  
うち、財政法第四条第一項の規定  
に基づき発行した利付国債につ

口

非格競  
争入札  
行

いては、額面金額で二千一億六千  
七百十万円、平成十九年度におけ  
る財政運営のための公債の発行  
の特例等に関する法律第二条第  
一項の規定に基づき発行した利  
付国債については、額面金額で三  
千二億五千七十万円、特別会計に  
関する法律第四十六条第一項の  
規定に基づき発行した利付国債  
については、額面金額で一兆二千  
三十七億九千八百六十五万円、同  
法附則第七十六条第一項の規定  
に基づき発行した利付国債につ  
いては、額面金額で千億八千三百  
五十五万円

八

国債市  
場  
特別参加  
者  
非格競  
争入札  
発

特別会計に関する法律第四十六  
条第一項の規定に基づき発行し  
た利付国債について、額面金額  
で百二十四億七千九百万円  
特別会計に関する法律第四十六  
条第一項の規定に基づき発行し  
た利付国債について、額面金額  
で千八百十八億円





十四 初期利子

（ただし、当該国債を発行時において取得する者が非居住者又は外国法人である場合には、前記<sup>(一)</sup>の算式により算出した金額に当該非居住者又は外国法人が適用を受ける所得税の税率を乗じた金額）を控除することができる。

平成十九年十二月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十六号において規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{償還金額} \times \frac{14}{100} \times \frac{1}{2}}$$

十五 第二期利子

毎年六月二十日及び十二月二十日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。

十六 償還金額

平成二十四年六月二十日額面金額百円につき百円

十七 元利支

日本銀行

十八 払込期日

財務大臣から通知を受けた者

十九 払込期日

平成十九年八月二十七日